

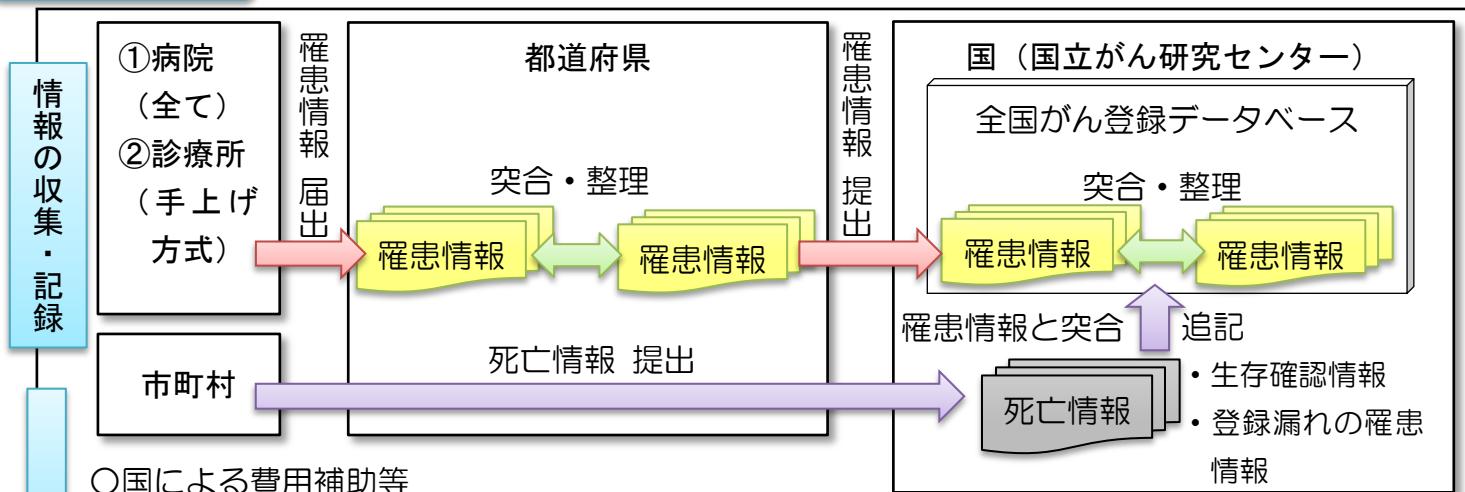
がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



- 国による費用補助等
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

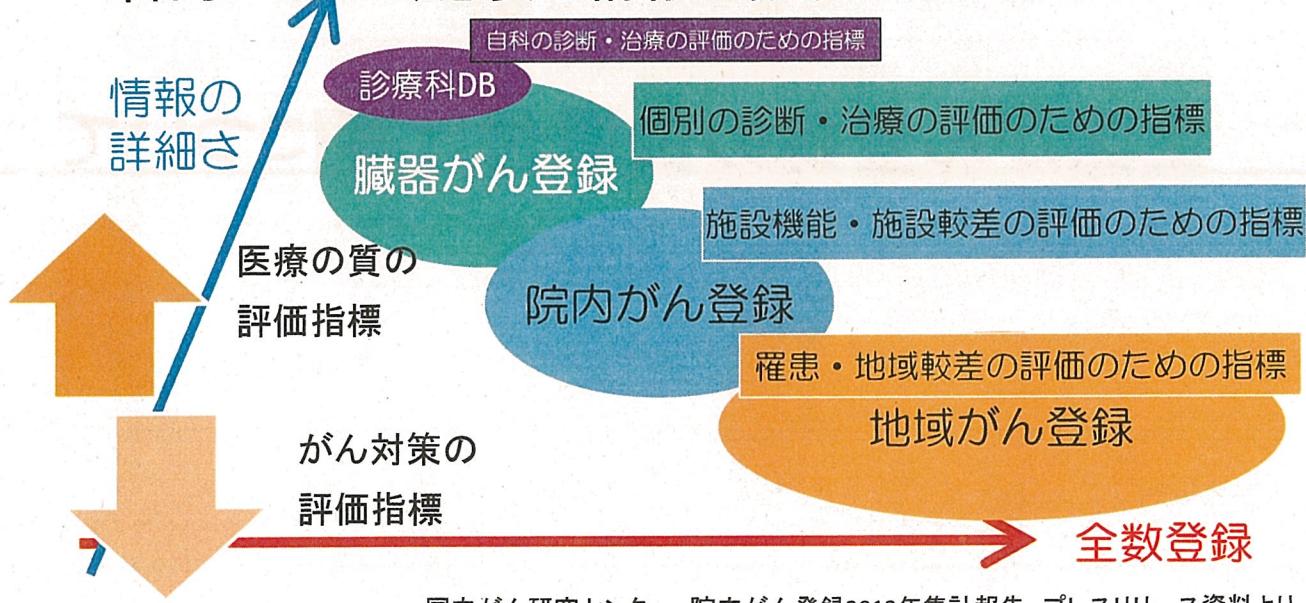
全国がん登録の位置付け等について

がん登録

	地域がん登録	院内がん登録	臓器がん登録
誰が	行政が	病院が	専門家が
何のために	住民をがんから守るために	病院機能を高めるために	がん医療の質を高めるために
誰の	地域住民に発生した	自施設を受診したがん患者の	特定のがん患者の
	全部位、全がん種の	全部位、全がん種の	ある部位、がん種の
何を	罹患率、生存率	診療数、生存率	生存率等
分析する	の実態、推移を	の実態を	を、治療前情報、治療情報等を用いて詳細に
応用例	年齢調整罹患率 部位別罹患率	部位別の診療数	新しい治療法を受けた患者の生存率
比較の例	他の地域	他の病院	以前の治療方法
最新報告年	2010年(H26.3報告)	2012年(H26.7報告)	

がん登録

- 目的(何を評価するための登録か)が異なる
- 目的によって、必要な情報が微妙に異なる



全国がん登録

- 2013年12月 がん登録等の推進に関する法律成立
- 2016年1月 全国がん登録開始予定

	2016年移行	地域がん登録	全国がん登録	院内がん登録
誰が	各都道府県が	国が都道府県と共に	病院が	
誰の	自県住民に発生した	日本住民に発生した	自施設を受診したがん患者の	
何を分析する	罹患率、生存率 の実態、推移を	全部位、全がん種の	診療数、生存率	

がん登録推進法施行にむけた今後の予定

- 平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立。
- 今後は、平成26年は主に政省令の策定等や国立がん研究センター等における体制整備、平成27年は主に国民・関係者への周知、がん登録実務者、都道府県担当者への研修等に力を入れていく。

